

立憲主義に反する集団的自衛権の行使容認について慎重審議を求める意見書

これまで政府は、憲法９条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

これに対し安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書に基づいて集団的自衛権の行使容認を行う方針を示しており、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、改正すべき法制の基本的方向を閣議決定し、準備ができ次第、必要な法案を国会に諮ると表明している。

しかし、そもそも憲法は、国民の自由や権利を守るために国家権力を制限するものであり、我が国において、この立憲主義に基づいて国政が行われている以上、憲法を変えるときは正規の手続きにのっとり、主権者である国民の意思のもと行われるべきである。一内閣が国民の意思と関係なく憲法解釈を変えることはできず、これを強行することは立憲主義に反するものとする。

よって、国会及び政府におかれては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について国民的議論を踏まえ慎重に審議するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年６月２５日

御 坊 市 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 殿
防 衛 大 臣	小 野 寺 五 典 殿